一　保安林の所在場所　岩手県和賀郡西和賀町沢内字若畑一五地割四の四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び西和賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県出雲市塩津町字小谷三四三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町河内一三〇一の一、一三〇三の一、一三〇三の二、一三〇四の一、一三〇四の二、一三〇五の一、一三〇五の二、一三〇六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷落合五一六の一から五一六の六まで、五一七、五三五の三から五三五の五まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第二百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県庄原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省
環境省告示第一号
○国土交通省

自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第三十八条第一項の規定に基づき、白山国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍

白山国立公園に関する生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標
本事業は、外来植物の防除等を行い、白山国立公園における原生的な生態系を維持又は回復することを目標とする。
二　生態系維持回復事業を行う区域
白山国立公園全域
三　生態系維持回復事業の内容
(一)　生態系の状況の把握及び監視
(二)　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
(三)　生態系の維持又は回復に資する普及啓発
(四)　前各号に掲げる事業に必要な調査等
四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
(一)　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し
(二)　生態系維持回復事業の実施体制

○経済産業省告示第六号

中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十一条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月四日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年一月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
209084	荻野　岳雄
213519	稲垣　真樹
408466	山本　起義
408468	髙倉　亘
408470	山岸　寛文
408472	千屋　芳貴

○経済産業省告示第七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十三条第三項の規定に基づき、平成二十三年一月四日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年一月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	(変更後)	(変更前)
405466	細木　聡子	鳥井　聡子
405890	浅井　芳孝	金田　芳孝
407300	工藤　理恵	臼井　理恵

○経済産業省告示第八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第百九十二号)第十五条第一項の規定に基づき、平成二十三年一月四日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年一月二十五日

経済産業大臣　海江田万里

登録番号	氏名
212830	中村　秀一